

太田市立幼稚園設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第56号

太田市立幼稚園設置条例を廃止する条例

太田市立幼稚園設置条例（平成17年太田市条例第120号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(太田市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部太田市学校給食運営委員会の項中「幼稚園、」を削る。
(太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年太田市条例第62号）の一部を次のように改正する。
別表第1 幼稚園内科医の項及び幼稚園歯科医の項を削る。